

《長崎新聞 平成24年8月27日朝刊より転載》

【質問】「社会保障と税の一体改革」で消費税が上がると決まりましたが、その時は医療費も上がるのでしょうか。

(53歳・会社員男性)

社会保障と税の一体改革

【回答】患者負担を軽減する目的から、医療における消費税は非課税です。原則は消費税が上がっても医療費が上がることはありません。

しかし、薬や医療器具、医療材料などの物品には消費税がかかります。これらの消費税を払う医療機関はコストが増えることになり、そのため過去には消費税導入時と税率引き上げ



るといっておかしくないことになっていきます。

一方、医療機関側からす

増税で医療費も実質増

時に、診療報酬改定に合わせる消費税増税分を診療報酬に上乗せするという形で対処されてきました。

結局のところは、消費税が上がると医療費も上がることになります。患者さんは知らないうちに、異なった形で消費税を負担してい

す。これを「控除対象外消費税」と言って、損税となつていきます。

日本医師会は、医療機関全体の負担額は現在でも年間約2330億円に上ると試算しています。消費税が5%から8%、10%に増えるこの金額は1・6倍、

ると、「消費税は事業者が税を負担せずに、最終消費者が税を負担する」との原則がありながら、医療費は非課税のために、事業者であるにもかかわらず医療に必要な物品にかかる消費税を控除されず、負担させられている形になっていま

2倍となり、医療機関の経営が今以上に圧迫されることは間違いありません。そして、これは大学病院や国立病院など、より高度で高額な医療設備投資が必要な急性期医療を担う地域の大きな病院ほど負担増となります。今こそ、急性期医

損税が医療機関を圧迫

療は危機的状態にあり、地域医療の崩壊が叫ばれています。これらの大病院が消費税による損税のために急性期医療から手を引くようだと地域医療の崩壊がさらに進むと危惧されています。

社会保障を維持するため「社会保障と税の一体改革」としてはありますが、消費税を上げるだけでは解決はできません。医療側、患者側どちらも今以上の負担が増えないようにすることが大切です。社会保障制度を維持するにはどうしたらいいか、国民全体で議論すべき時です。今後の社会保障制度改革国民会議や中央社会保障医療協議会(中医協)での検討をきちんと見守る必要があります。(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。